

◇職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 非常勤職員において考慮していた1日当たりの勤務時間に関する規定を削除することにした。
- 2 この規則は、令和7年10月1日より施行することにした。

(総務局人事部人事課)